

働く現場の見学会

～横浜市内企業・
就労系福祉サービス事業所職員対象～



横浜市内では、多くの障害のある方が働いています。企業や公的機関（一般就労）に限らず、障害福祉サービスを利用した働き方（福祉的就労）もあり、様々な働く現場で活躍されています。この見学会では、障害者雇用企業や就労継続支援事業所の見学を通じて、職場の取り組み工夫点を学び、実際に働く方の話も聞くことができます。

企業で障害者雇用や地域貢献に関わっている方、就労系福祉サービス事業所で就労支援に携わっている方は、ぜひご参加ください！

対象

- ① 就労系福祉サービス事業所(移行・A型・B型)で就労支援に関わる方
- ② 企業で障害者雇用や地域貢献等の担当の方
- ③ その他福祉事業に関わる方

※ 横浜市内の企業・事業所の方に限らせていただきます。
※ 定員超過の場合は①②→③の順に優先参加とした上で、抽選とさせていただきます。
※ 各企業・事業所とも、1コース1名までの申込みに限らせていただきます。
※ 1人1コースまでの申込みに限らせていただきます。

申込方法

申込期限:令和3年 10 月8日(金)

方法:下記 URL か QR コードから、横浜市電子申請・届出フォームにてお申込み下さい。

URL:<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?acs=r3kengaku>



※URLが2行に渡っておりますので、ご注意ください。

※ 開催日や見学場所、定員についてはチラシ裏面をご確認ください。

＝問い合わせ＝

横浜市健康福祉局障害自立支援課 就労支援係
飯島・石黒・筑後

[TEL:671-3992](tel:671-3992) E-mail:kf-syuurou@city.yokohama.jp

(株)YKM(製造業/旭区)

→就労継続支援 B 型 **color**(就 B/旭区)

障害者雇用企業と、「なりたい自分になる」がコンセプトの事業所を見学します。

A-1 コース:11/8(月) 13:45~16:00
A-2 コース:11/22(月) 9:45~12:00
定員:各 4 名

(株)佐川急便 横浜営業所(運輸業/金沢区)

→**ぽこ・あ・ぽこ**(就 B/金沢区)

障害者雇用企業と、「働く力の育成と就労後の支援」に取り組む事業所を見学します。(昼休憩を含みます)

B-1 コース:11/10(水) 9:15~14:00
B-2 コース:11/15(月) 9:15~14:00
定員:各4名

スマイルガーデン(就 B/戸塚区)

→**ブリヂストンチャレンジド(株)横浜分室**
(特例/戸塚区)

「こだわりの洋菓子作りを行なう」事業所と、特例子会社を見学します。

C-1 コース:11/1(月) 13:15~16:30
C-2 コース:11/4(木) 13:15~16:30
定員:各4名

クラーク川和(就 A・B/都筑区)

→**社会福祉法人かたるべ会うれしの**(就 B/都筑区)

「人づくり」の事業所と、「相互理解を深める」がコンセプトの事業所を見学します。

D-1 コース:11/5(金) 9:15~12:00
D-2 コース:11/30(火) 9:15~12:00
定員:各4名

富士フィルムビジネスエキスパート(株) 横浜みなとみらい事業所
(サービス業/西区)

→**まいばすけっと(株)みなとみらい店**
(小売/西区)

みなとみらい地区にある、障害者雇用企業 2 社を見学します。(昼休憩を含みます)

E-1 コース:11/19(金) 9:45~14:00
E-2 コース:11/26(金) 9:45~14:00
定員:各3名

パーソルサンクス(株)よこはま夢工房(特例/南区)

→**なかワークトレーニングハウス**(就 B/中区)

特例子会社と、「はたらくよろこび」を共に学ぶ事業所を見学するコースです。(昼休憩を含みます)

F-1 コース:12/2(木) 9:45~14:30
F-2 コース:12/8(水) 9:45~14:30
定員:各3名

- ※ 途中移動に、公共交通機関を使う場合があります。また、上記は集合時間を含めた開始時間となっておりますが、コースにより集合時間が多少前後する場合があります。詳細は、参加決定後にご連絡させていただきます。
- ※ お申込時にいただいた参加者情報は、参加決定後に見学先事業所にも共有させていただきます。
- ※ 御来場の際はマスクの着用をお願いします。
- ※ 発熱など、風邪の症状が発症した場合、参加を御遠慮ください。37.5 度以上の場合は参加を御遠慮いただきます。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況や荒天・天災等によって、本イベントを中止する場合があります。

△▼就労系福祉サービス事業所（見学先の福祉事業所）について△▼

- ・就労継続支援事業所（A型）は、通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労等への移行に向けた支援を実施します。
- ・就労継続支援事業所（B型）は、通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約を結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けた支援を実施します。